### 平成九年運輸省令第五十八号 航空法関係手数料規

四号)第八条、別表第一第三号及び別表第二第一 号の規定に基づき、航空法関係手数料規則を次の ように定める。 航空法関係手数料令(平成九年政令第二百八十

第一条 航空法関係手数料令(以下「令」とい 輸省令第五十六号。以下「規則」という。)第る大変更は、航空法施行規則(昭和二十七年運う。)別表第一第三号イの国土交通省令で定め 更であって、次の各号のいずれかに該当するも六条の表に掲げる設計の変更の区分による大変 2

- を伴う設計の変更 航空機の形態又は主要な構造の大きな変更 3
- た事項の大きな変更を伴う設計の変更 航空機の仕様その他の型式証明の前提とし
- 三 その他前二号に掲げる変更と同等以上と国 (大修理及び大改造) 土交通大臣が認める変更

第二条 令別表第一第六号イの国土交通省令で定 部のオーバーホールとし、同号イの国土交通省 令で定める大改造は、同表に掲げる区分による 業の区分による大修理のうち機体の全部又は一 める大修理は、規則第五条の六の表に掲げる作 大改造とする。

第三条 令別表第二第一号の航空機の種類、装備 章の適用を受ける航空機とする。 機は、規則附属書第二第四章、第六章又は第七 の事項が国土交通省令で定めるものである航空する発動機の種類、最大離陸重量の範囲その他 (騒音の実測を行う場合における航空機の区分)

(令第八条第二項第一号の国土交通省令で定め

第四条 令第八条第二項第一号の国土交通省令で 定した生体認証符号等(個人の身体の一部の特から入力し、並びに当該電子計算機において設及び暗証番号を当該者の使用に係る電子計算機 う場合とする。 をいう。)を使用する方法により当該申請を行 号その他の申請を行う者を認証するための符号 徴を電子計算機の用に供するために変換した符 定める場合は、当該登録等の申請を行う者(法 人に限る。)が国土交通大臣に対し、識別番号 6

(機体認証に係る手数料の額)

第五条 令第九条第一号ロ (2)(ⅰ)の国土交 通省令で定める額は、次の各号に掲げる飛行さ

三百円

せようとする空域に応じ、当該各号に定める額

- という。)を含む空域 十四万千百円 五千人以上の区域の上空(以下「特定空域 人口密度が一平方キロメートル当たり一万
- 特定空域を含まない空域 十三万五千七
- る空域に応じ、当該各号に定める額とする。 める額は、次の各号に掲げる飛行させようとす 令第九条第一号ハ(1)の国土交通省令で定 百円 特定空域を含む空域 百五十九万二千二
- 二 特定空域を含まない空域 百四十八万三千
- る空域に応じ、当該各号に定める額とする。 める額は、次の各号に掲げる飛行させようとす 令第九条第一号ハ (2) の国土交通省令で定 特定空域を含まない空域 百四十八万千二 特定空域を含む空域 百五十九万三百円
- める額は、整備が実施されていないときは、四 各号に掲げる整備の実施主体に応じ、当該各号 円)とし、整備が実施されているときは、次の 万九千六百円(追加機体にあっては、四万九千 に定める額とする。 令第九条第二号イ (1)の国土交通省令で定
- (追加機体にあっては、七千五百円) について型式認証等を受けた者 八千二百円 当該無人航空機の型式の設計及び製造過程
- (追加機体にあっては、四万九千円) 前号に掲げる者以外の者 四万九千六百円
- 円)とし、整備が実施されているときは、次の める額は、整備が実施されていないときは、四 各号に掲げる整備の実施主体に応じ、当該各号 万九千六百円(追加機体にあっては、四万九千 に定める額とする。 令第九条第二号ロ (1)の国土交通省令で定
- (追加機体にあっては、四万九千円) について型式認証等を受けた者 八千二百円当該無人航空機の型式の設計及び製造過程 (追加機体にあっては、七千五百円) 前号に掲げる者以外の者 四万九千六百円
- 量に応じ、当該各号に定める額とする。 令で定める額は、次の各号に掲げる最大離陸重 令第九条第二号ロ (2)(ⅰ)の国土交通省 最大離陸重量四キログラム未満 九万三千

- 二 最大離陸重量四キログラム以上二十五キロ
- 三 最大離陸重量二十五キログラム以上 応じ、それぞれイ又は口に定める額 イ又は口に掲げる飛行させようとする方法に ら第四号までのいずれにも該当する方法- 法第百三十二条の八十六第二項第一号
- 十一万五千六百円
- 7 いるときは、次の各号に掲げる整備の実施主体 きは、四万九千六百円とし、整備が実施されて 省令で定める額は、整備が実施されていないと 1.応じ、当該各号に定める額とする。 令第九条第二号ロ (2) (ii) の国土交通 イに掲げる方法以外の方法 十二万円
- 八千二百円 当該無人航空機の設計及び製造をした者
- 8 令で定める額は、整備が実施されていないとき 当該各号に定める額とする。 万九千円)とし、整備が実施されているとき は、次の各号に掲げる整備の実施主体に応じ、 は、四万九千六百円(追加機体にあっては、四 令第九条第二号ハ (1) (ⅰ) の国土交通省 前号に掲げる者以外の者 四万九千六百円
- について型式認証等を受けた者 八千二百円 (追加機体にあっては、七千五百円) 当該無人航空機の型式の設計及び製造過程
- 9 二 前号に掲げる者以外の者 四万九千六百円 令第九条第二号ハ (2)(ⅰ)の国土交通省 (追加機体にあっては、四万九千円)
- 量に応じ、当該各号に定める額とする。 令で定める額は、次の各号に掲げる最大離陸重 最大離陸重量四キログラム未満 二十八万
- 一 最大離陸重量四キログラム以上二十五キロ グラム未満 四十二万七百円 六千八百円
- 三 最大離陸重量二十五キログラム以上 応じ、それぞれイ又は口に定める額 イ又は口に掲げる飛行させようとする方法に ら第四号までのいずれにも該当する方法- 法第百三十二条の八十六第二項第一号 八十三万七千五百円 次の
- 10 省令で定める額は、次の各号に掲げる最大離陸 重量に応じ、当該各号に定める額とする。 令第九条第二号ハ (2) (ii) の国土交通 最大離陸重量四キログラム未満 二十八万

ź。

千八百円

イに掲げる方法以外の方法

九十九万四

- 次の 三 最大離陸重量二十五キログラム以上 二 最大離陸重量四キログラム以上二十五キロ グラム未満 四十一万八千八百円
- 応じ、それぞれイ又は口に定める額 イ又は口に掲げる飛行させようとする方法に ら第四号までのいずれにも該当する方法 法第百三十二条の八十六第二項第一号か
- 八十三万五千六百円 イに掲げる方法以外の方法 九 十九万二

第六条 令第十一条第一号イの国土交通省令で定(型式認証に係る手数料の額) 号に定める額とする。 空機を飛行させようとする空域に応じ、当該各 める額は、次の各号に掲げる当該型式の無人航

- 一 特定空域を含まない空域 二十五万八千四 百円 特定空域を含む空域 三十万七千三百円
- を飛行させようとする空域に応じ、当該各号に 額は、次の各号に掲げる当該型式の無人航空機 定める額とする 令第十一条第一号ロの国土交通省令で定める
- 特定空域を含む空域 二百七十三万千八
- 二 特定空域を含まない空域 二百二十万九千 三百円
- 3 額は、次の各号に掲げる当該型式の無人航空機 の最大離陸重量に応じ、当該各号に定める額と 令第十一条第二号イの国土交通省令で定める
- 最大離陸重量二十五キログラム未満 四万
- 一 最大離陸重量二十五キログラム以上 行させようとする方法に応じ、それぞれイ又イ又は口に掲げる当該型式の無人航空機を飛 は口に定める額 次の
- ら第四号までのいずれにも該当する方法 十一万四千百円 法第百三十二条の八十六第二項第一号か
- の最大離陸重量に応じ、当該各号に定める額と 額は、次の各号に掲げる当該型式の無人航空機 令第十一条第二号ロの国土交通省令で定める 三百円 イに掲げる方法以外の方法 十五万五千
- 五百円 最大離陸重量四キログラム未満

定める額は、

別表第一に定める額とする。

一 最大離陸重量四キログラム以上二十五キロ グラム未満 四十八万千八百円

三 最大離陸重量二十五キログラム以上 次の 行させようとする方法に応じ、それぞれイ又 はロに定める額 イ又はロに掲げる当該型式の無人航空機を飛

百四十六万五千三百円 ら第四号までのいずれにも該当する方法 法第百三十二条の八十六第二項第一号か イに掲げる方法以外の方法 百六十一万

(設計又は製造過程の変更の承認に係る手数料 3

第七条 令第十二条第一号イの国土交通省令で定 空機を飛行させようとする空域に応じ、当該各める額は、次の各号に掲げる当該型式の無人航 号に定める額とする。 特定空域を含まない空域 六十八万二千二特定空域を含む空域 八十二万六千七百円 5 4

の最大離陸重量に応じ、当該各号に定める額と 額は、次の各号に掲げる当該型式の無人航空機 令第十二条第二号イの国土交通省令で定める 6

最大離陸重量四キログラム未満 九万九千

三 最大離陸重量二十五キログラム以上 次の 一 最大離陸重量四キログラム以上二十五キロ 行させようとする方法に応じ、それぞれイ又イ又は口に掲げる当該型式の無人航空機を飛 グラム未満 十五万六千六百円

は口に定める額 四十六万千五百円 ら第四号までのいずれにも該当する方法・法第百三十二条の八十六第二項第一号か

千九百円 イに掲げる方法以外の方法 四十九万八

第八条 令第十三条第一項第一号イの国土交通省 令で定める額は、次の各号に掲げる実施細目 号に定める額とする。 (身体検査に係るものに限る。) に応じ、当該各 (無人航空機操縦者技能証明に係る手数料の額)

による身体検査 五千二百円 規則第二百三十六条の四十七第二項の規定 3

2 令第十三条第一項第一号ハの国土交通省令で 万九千九百円 前号に掲げる身体検査以外の身体検査

3 (無人航空機操縦者技能証明についての限定の 定める額は、別表第二に定める額とする。 令第十三条第一項第二号ハの国土交通省令で

変更に係る手数料の額)

|第九条|| 令第十六条第一項第一号イ(2)の国土 交通省令で定める額は、別表第三に定める額と

2 省令で定める額は、別表第四に定める額とす 令第十六条第一項第一号ロ(2)の国土交通

省令で定める額は、別表第五に定める額とす 令第十六条第一項第二号イ (2) の国土交通

省令で定める額は、別表第六に定める額とす 令第十六条第一項第二号ロ (2) の国土交通

省令で定める額は、別表第七に定める額とす 令第十六条第一項第三号イ (2) の国土交通

る。 省令で定める額は、別表第八に定める額とす 令第十六条第一項第三号ロ (2) の国土交通

(在勤官署の所在地)

第十条 令第十七条の旅費の額に相当する額 おいて、当該検査、認定又は実地試験のため、下「旅費相当額」という。)を計算する場合に う。) 第二条第一項第六号の在勤官署の所在地 その地(以下「検査地」という。)に出張する る。 者の国家公務員等の旅費に関する法律(昭和) 十五年法律第百十四号。以下「旅費法」とい 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とす 印

(旅費の額の計算に係る細目)

第十一条 旅費法第六条第一項の支度料は、 相当額に算入しない。 旅費

2 りとする。ただし、同表第一号から第六号まで 数及び日数を加算した人数及び日数とする。 の証明、承認又は検査において騒音又は発動機 は実地試験を実施する日数は、別表第九のとお 号に掲げる人数及び日数に別表第十に掲げる人 の排出物の実測を行う場合にあっては、当該各 検査地に出張する者の人数及び検査、認定又

して旅費相当額を計算する。 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円と

規定により、実費を超えることとなる部分又は 必要としない部分の旅費を支給しないときは、 国土交通大臣が、旅費法第四十六条第一項の に掲げる

当該部分に相当する額は、 旅費相当額に算入し

#### (施行期日) 則 抄

1 この省令は、令の施行の日 日)から施行する。 (平成九年十月

八百円

八百円

#### 令第三九号) 則 (平成一二年一一月二九日運輸省 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施 行する。

### 令第五四号) 則 (令和二年六月一〇日国土交通省

法の一部を改正する法律の施行の日 六月十八日)から施行する。 この省令は、航空法及び運輸安全委員会設置 (令和二年

## 省令第七二号) 抄 (令和三年一一月二五日国土交通

(施行期日)

第一条 この省令は、無人航空機等の飛行による (以下「改正法」という。) の施行の日 (令和四行の禁止に関する法律の一部を改正する法律 年六月二十日)から施行する。 設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛 危害の発生を防止するための航空法及び重要施 (以下「改正法」という。) の施行の日

## 令第四九号) 則 (令和四年六月一〇日国土交通省

げる規定の施行の日 (令和四年六月十八日) か法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲 ら施行する。 この省令は、航空法及び運輸安全委員会設置

## 令第八七号) (令和四年一二月二日国土交通省

規則規則第二百三十六条の四十第

一号及び第二号に掲げ

二百円

万二千

正する政令の施行の日(令和四年十二月五日) から施行する。 この省令は、航空法関係手数料令の一部を改 第二百三二項第

# 別表第一(第八条第二項関係)

項第三号

四十第一 十六条のる方法

項第一号 四十第一 十六条のる方法 第二百三二項第 機の種類 |無 人 航 空|無人航空機の飛行の方法 規則規則第二百三十六条の四十第二万二千 一号及び第二号に掲げ 六百円 の額 手数 無人航空

#### 四十第一 第二百三 無人航空 機の種類 項第二号 六条のる方法 規則規則第二百三十六条の四十第四万三千 二項第 方法 一二項各号に掲げる方法以外の千円 |項第一号に掲げる方法に該当 項第二号に掲げる方法に該当 規則第二百三十六条の四十第六 万 規則第二百三十六条の四十第四万三千 規則第二百三十六条の四十第四万三千 するものを除く。) するものを除く。) 一項第一号に掲げる方法(同 一項第二号に掲げる方法 号及び第二号に掲げ八百円

無人航空 機の種類 方法 二項各号に掲げる方法以外の 規則第二百三十六条の四十第八万六千 |項第一号に掲げる方法に該当 規則第二百三十六条の四十第六 項第二号に掲げる方法に該当 規則第二百三十六条の四十第六 万 するものを除く。) するものを除く。) |項第一号に掲げる方法 (同千円 |項第二号に掲げる方法(同千円 二百円 万 五. Ŧi.

の種類 項第二号に掲げる方法に該当 規則第二百三十六条の四十第四 するものを除く。) ||項第一号に掲げる方法(同千円 万

	აა
機無に項四十第五 の人掲第十六二 種航げ五第条百規 類空る号一の三則	機無に項四十第四 の人掲第十六二 種航げ四第条百規 類空る号一の三則
類 空 る 号 ー の 三 則   方 二 規   す 項 二 規   す 項 二 規   す 五 規   方 二 規   方 二 規   方 二 規	標
大法 二項各号に掲げる方法以外の六 二項第一号及び第二号に掲げる方法以外の六 規則第二百三十六条の四十第二 項第一号に掲げる方法に該当 可第一号に掲げる方法に該当 するものを除く。) 大法 規則第二百三十六条の四十第二 「項各号に掲げる方法に該当 するものを除く。) するものを除く。) 大法 「可名ものを除く。) 「可名ものを除く。) 「可名ものを除く。) 「可名ものを除く。) 「可名ものを除く。) 「可名ものを除く。) 「可名ものを除く。) 「可名ものを除く。) 「可名ものを除く。) 「可名ものを除く。) 「可名ものを除く。) 「可名ものを除く。) 「可二 「可名ものを除く。) 「可二 「可名ものを除く。) 「可二 「可二 「可二 「可二 「一 「一 「一 「一 「一 「一 「一 「一 「一 「一	規則第二百三十六条の四十第二 「項第一号に掲げる方法に該当 「有第一号に掲げる方法に該当 「有第一号に掲げる方法に該当 「有第二百三十六条の四十第二 「有第二百三十六条の四十第二 「有第二百三十六条の四十第二 「有第二号に掲げる方法に該当 「有第二号に掲げる方法に該当 「有第二号に掲げる方法に該当 「有第二号に掲げる方法に該当 「一月 「一月 「一月 「一月 「一月 「一月 「一月 「一月
Variable	To a control
け上へけ換上へけ換上   る六 3 6 7 7 8 7 7 8 7 7 8 7 7 8 7 7 8 7 8 7 8	
二百三十六条の四十第 号に掲げる方法以外の 一号及び第二号に掲げる方法以外の 一号に掲げる方法に該当 一号に掲げる方法(同 一号に掲げる方法(詞 のを除く。) のを除く。) 一号に掲げる方法(詞 のを除く。) のを除く。) のを除く。) のを除く。)	法方の   法方の   法方の   法方の   法方の   法方の   に法四   に法四   に法四   に法四   以四   に法四   談(十   談(十   談(十   数(十   数(十   当同第   当同第   当同第   当同第
	該(十 該(十
六六     二四     八二     六八       百万     百万     百万     百万     円万       円八     円六     円六     円       千     千     千     千	
類表第二 (第八条第三項関係)   別表第二 (第八条第三項関係)   無人航空無人航空機の飛行の無人航空機の種類   世界一号   規則第二百三十六条   一規則第二百三十六条   現則第二百三十六条   現則第二百三十六条   現則第二百三十六条   現則第二百三十六条   現則第二百三十六条   現則第二百三十六条   現則第二百三十六条   東第一号に掲げる方   東第一号に掲げる方   東第一号に掲げる方   東京   東京   東京   東京   東京   東京   東京   東	第二百三二項第一号及び第二号に掲げ二百円 中 項第六号 に掲げる 無人航空 無人航空 無人航空 無人航空 無人航空 無人航空 規則第二百三十六条の四十第六万八千 「項第一号に掲げる方法に該当 するものを除く。) 「現第一号に掲げる方法に該当 するものを除く。) 「可第二号に掲げる方法に該当 「可第二号に掲げる方法に該当 「可第二号に掲げる方法に該当 「可第二号に掲げる方法に該当 「可第二号に掲げる方法に該当 「可第二号に掲げる方法に該当 「方法 「一方百円 大法 「一方百円 大法 「一方正 「方法 「一方百円 大法 「一方百円 大法 「一方百円 大法 「一方法 「一方百円 大法 「一方百円 大法 「一方子八千 大子八千 大子八千 大子八千 大子八千 大子八千 大方、大子、大子、大子、大子、大子、大子、大子、大子、大子、大子、大子、大子、大子、
を控除した額とする。 表第二 (第八条第三項関係) 表第二 (第八条第三項関係) 人 航空無人航空機の飛行の方法 の種類 規則規則第二百三十六条の四十第 第一号 規則第二百三十六条の四十第 規則第二百三十六条の四十第 規則第二百三十六条の四十第 「項第一号に掲げる方法に該当するものを除く。) するものを除く。) するものを除く。) するものを除く。)	類
(第八条第三項関係) (第八条第三項関係) (第八条第三項関係) (第八条第三項関係) 二項第一号及び第二号に掲げる方法 相則第二百三十六条の四十第 中るものを除く。) 「理第一号に掲げる方法に該当するものを除く。)	規則第二百三十六条の四十第 「項第一号及び第二号に掲げる方法(同 「現第一号に掲げる方法に該当 「東第一号に掲げる方法に該当 「東第一号に掲げる方法に該当 「東第一号に掲げる方法に該当 「東第一号に掲げる方法に該当 「東第一号に掲げる方法に該当 「東第一号に掲げる方法に該当 「東京一号に掲げる方法に該当 「東京一号に掲げる方法に該当 「東京一号に掲げる方法に該当 「東京一号に掲げる方法に該当 「東京一号に掲げる方法に該当 「東京一号に掲げる方法に該当 「東京一号に掲げる方法に該当 「東京一号に掲げる方法に該当 「東京一号に掲げる方法に該当 「東京一号に掲げる方法に該当 「東京一号に掲げる方法に対の 「東京一号に掲げる方法に表当 「東京一号における」 「東京でにおける」
八条第三項関係) 八条第三項関係) (第二百三十六条の四十第二第二号に掲げる方法に該当 ものを除く。) ものを除く。) ものを除く。) ものを除く。) ものを除く。)	た 号 さ 一 に 百 を に 号 百   を に 号 百
<b>関係</b> 行の方法 行の方法 所る方法の四 がる方法に がる方法に がる方法に	地 ら た 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大
法方の   法方の   方   に法四   に法四   該(十   該(十   掲十	伝次   C   C   C   C   C   C   C   C   C
該 (十   該 (十   指 +	規則第二百三十六条の四十第四万六千 二項第一号及び第二号に掲げ二百円 る方法 三項第一号に掲げる方法に該当 するものを除く。) 規則第二百三十六条の四十第六万八千 規則第二百三十六条の四十第六万八千 規則第二百三十六条の四十第六万八千 「項第一号に掲げる方法に該当 するものを除く。) はるものを除く。) は別第二百三十六条の四十第六万八千 一項第一号に掲げる方法に該当 するものを除く。) 本を免除された場合における手数料のの表第一号から第六号までに掲げる額のを除された場合における手数料のの表第一号から第六号までに掲げる額の表第一号から第六号までに掲げる額の表第一号から第六号までに掲げる額の表第一号から第六号までに掲げる額の表第一号がより実地
百万     百万     円万額数       十     九     料	数 げ 数 り
項四十第四     機無に項四十第       第十六二     の人掲第十六二       四第条百規     種航げ三第条百       号ーの三期     類空る号ーの三	三     機無に項四十第二       の人掲第十六二     種航げ二第条百規       期     類空る号一の三則
四号 三号 三号 三号 三号 三号 三号 三号 三号 三号 東二号 三号 一名ものを除く。) 「可第二号に掲げる方法に該当 するものを除く。) 「可第二号に掲げる方法に該当 「可第一号に掲げる方法に該当 「可第一号に掲げる方法に該当 「可第一号に掲げる方法に該当 「可第一号に掲げる方法に該当 「可第一号に掲げる方法に該当 「可第一号に掲げる方法に該当 「可第一号に掲げる方法に該当 「可第一号に掲げる方法に該当 「可第一号に掲げる方法に該当 「可第一号に掲げる方法に該当 「可第一号に掲げる方法に該当 「可第一号に掲げる方法に該当 「可第一号に掲げる方法に該当 「可用 「可用 「可用 「可用 「可用 「可用 「可用 「可用	規   方   規   方   規   方   規   方   規   方   規   方   項   規   方   項   規   方   項   則   法 項   則   方 項   則   方 項 則   方
る方法  る方法  る方法  る方法  る方法  る方法  る方法  る方法	規則第二百三十六条の四十第二 二項各号に掲げる方法以外の五 二項第一号に掲げる方法以外の五 二項第二号に掲げる方法(同五 二項第二号に掲げる方法(同五 二項第二号に掲げる方法(同五 二項第二号に掲げる方法(同五 一項第二号に掲げる方法(同五 三項各号に掲げる方法に該当 するものを除く。) するものを除く。) するものを除く。) するものを除く。) 本記期第二百三十六条の四十第六 一二項各号に掲げる方法に該当 するものを除く。) 本記明第二百三十六条の四十第六 一二項各号に掲げる方法(同五 一二項各号に掲げる方法以外の八 一二項各号に掲げる方法以外の八 一二項各号に掲げる方法以外の八 一二項各号に掲げる方法以外の八 一二項各号に掲げる方法以外の八 一二項各号に掲げる方法以外の八 一二項各号に掲げる方法以外の八 一二項各号に掲げる方法以外の八 一二項各号に掲げる方法以外の八 一二元 一二元 一二元 一二元 一二元 一二元 一二元 一二元
及二 掲二 陈掲に二  及 び十  げ十 くげ掲十  び 第六  る六  。るげ六  。 第	百三十六条の
号及び第二号に掲げる方法(同百百三十六条の四十第四百三十六条の四十第四百三十六条の四十第四百三十六条の四十第四百三十六条の四十第四百三十六条の四十第四百三十六条の四十第四百三十六条の四十第四百三十六条の四十第四百三十六条の四十第四百三十六条の四十第四百三十六条の四十第四百三十六条の四十第四百三十六条の四十第四百三十六条の四十第四百三十六条の四十第四百三十六条の四十第四百三十六条の四十第四十第四十二十六条の四十第四百三十六条の四十第四百三十六条の四十第四百三十六条の四十二十六条の四十二十六条の四十二十六条の四十二十六条の四十二十六条の四十二十六条の四十六条の四十六条の四十六条の四十六条の四十六条の四十六条の四十六条の四	百三十六条の四十第六 万四百三十六条の四十第六 万四百三十六条の四十第一 万四百三十六条の四十第一十十六条の四十第一十六条の四十十六条の四十十六条の四十十六条の四十第一下,万四百三十十六条。
掲十	四     以四     に法四     に四     以四       十     外十     該(十     掲十     外十       第     の第     当同第     げ第     の第       二     八八     五六     二四     五六
	二     八八     五六     二四     五六       万     百万     百万     百万     百万       四     千     千     千
種航げ六第条百規	種航行品第条百規
東京 (1) は (	型
の 号 一 二     号 二     の 号 二     の 号 二       を に 号 百     号 百     に 号 百       を 場 に 三     場 三     場 三	- 二
方る条  二条  方条  方る条  方る   法方の  号の  法の  法方の  法方   に法四  に四  以四  に法四  に法	規則第二百三十六条の四十第 「項第一号に掲げる方法に該当 するものを除く。) 「項第二号に掲げる方法に該当 するものを除く。) 「項第二号に掲げる方法に該当 で第一号に掲げる方法に該当 「項第一号と掲げる方法に該当 「項第一号及び第二号に掲げる方法 「同期第二百三十六条の四十第 一項第一号及び第二号に掲げる方法 「同期第二百三十六条の四十第 一項第一号及び第二号に掲げる方法 「同規則第二百三十六条の四十第 一項第一号及び第二号に掲げる方法 「同規則第二百三十六条の四十第 一項第一号及び第二号に掲げる方法 「同規則第二百三十六条の四十第 一項第一号及び第二号に掲げる方法 「同規則第二百三十六条の四十第 一項第一号及び第二号に掲げる方法
理第二号に掲げる方法(同千四項第二号に掲げる方法(同千四項第二号に掲げる方法に該当円項第二号に掲げる方法に該当円項第二百三十六条の四十第二項第一号に掲げる方法(同千四万三元項第一号に掲げる方法以外の千三元項第一号に掲げる方法以外の千三元項第一号に掲げる方法(同千四万三元項第一号に掲げる方法(同千四万三元項第一号に掲げる方法(同千四万三元項第一号に掲げる方法(同千四万三元項第一号に掲げる方法(同千四万三項第一号に掲げる方法(同千四万三項第一号に掲げる方法(同千四万三項第一号に掲げる方法(同千四万三項第一号に掲げる方法(同千四万三項第一号に掲げる方法(同千四万三項第一号に掲げる方法(同千四万百元)	型空 2 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
	万

当   規則第二百三十六条の四十第一項第二万三   百円   百円   1   1   1   1   1   1   1   1   1	Ton 技能証明を有する場合	空機操縦士の資格につい航空限定をされた一等無人航号に無人航空機の種類に係る円十十第一項第三号に掲げる百円	( **)   1   1   1   1   1   1   1   1   1		で 何 な す 千 一 千 フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ	その他の場合四万三	ての技能証明を有する場の種類 空機操縦士の資格につい	無人航空限定をされた一等無人航第二号に無人航空機の種類に係る	六条の四十十第一項第一号に掲げる二百円規則第二百規則第二百月則第二百三十六条の四二万千	の種類	は引いて、これ後の重している。	人航空機の種	表第三(第九条第一項関係)	を空涂した額とする。 ら当該免除された実地試験に要する手数料の	は、この表第一号から第六号までに掲げる額	試験の一部を免除された場合における手数料の一	考 法第百三十二条の五十の規定こより実施。 方法 円	号に掲げる方法以外の千 二 百二百三一万多の2一多月 フ	条の四十第八万四	一号に掲げる方法に該当円	二頁第二号こ掲げる方法(司千三三百二規則第二百三十六条の四十第六 万三二十
号に掲げる無人航空機の種類 百円 五円 五円 日間	A	を 種類 ての技能証明を有する場 空機操縦士の資格についる無人航空限定をされた二等無人航円 項第四号に無人航空機の種類に係る八	「「「「「」」」」   「「」」   「」」   「」」   「」   「	に掲げる無人航空機の種類 四 百	の四十第一項第三二 万	の他の場合 四 万	合ての技能証明を有する場	種類 空機操縦する無人航空限定をされ	航空機の種類に係る円 一項第一号に掲げる三 百	規則第二百規則第二百三十六条の四二 万円	る無人航空機の種類	規則第二百三十六条の四十第一項第一二 万	料・ の			( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	その也の場合四万六	ての技能証明を有する場での技能証明を有する場	重質 空幾噪従士の資各こついる無人航空限定をされた一等無人航	六号に無人航空機の種類に係る百円 の P - 第一式第五号においる	六条の四十十第一項第五号こ掲げる千 四規則第二百規則第二百三十六条の四二万二
合をの格操無す能の士船	外のに係る方法のに係る をされたのに係る限定 をされたののに係る限定	に第六第二掲項の百	見り見り等に言	- Ψ =	当するものを除く。)ので一号に掲げる方法に該号マー	に掲げる方法(同項第二条の四十第二項第二号戦	二 規則第二百三十六			掲げる方法に該る方法(同項第	弱げら 方宝(別頁の四十第二項第一	一 規則第二百三十六方法	無人航空機の飛行の	表 第 五			~  合	て2	航空限定	六号に無人航	三十六条の四十十第一六 規則第二百規則第
- - - - - - - - - -	二十四年 おる場合 おの場合 である場	は第四号に掲げる条の四十第一項第種類が規則第二百円(無人航	四百円) 無い四百円)	は第六号に掲げ八八百円、同項	てある場合にあった第四号に掲げ	7条の四十第一項2種類が規則第1	7千二百円(無人   千四百円)	場合にあって六号に掲げる	八百円、同項ある場合にあ	又は第四号に掲げ	種類が規則第一	千二百円(無人	手数料の額	<b>嗅</b> 関係)		ا د ب	の他の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の	技能証明を有する	従士の資各こつされた二等無人	機の種類に係る円	須第五号こ掲げる二百三十六条の四

大学	航無	ずに 二 項	第四	条十	· 百 第	規二		種 機	航魚	無げり	こ —	項第	四条	十百	第月	見一	種核	<b></b> 航	無別	J			
大大会の四十第二項第一回方式   (東大会の四十第二項第一回方   東京   大大会の四十第二項第一回方   東京   大大会の四十第二百三十大会の四十第二項第一回方   東京   大大会の四十第二項第一回方   東京   大大会の四十第二項第一回方   東京   大大会の四十第二百三十大会の四十第三項(日)   東京   大大会の四十第二項(日)   東京   大大会の四十第二百三十大会の四十第三項(日)   東京   大大会の四十第三百三十大会の四十第三項(日)   東京   大大会の四十第三百三十大会の四十第三項(日)   東京   大大会の四十第三百三十大会の四十第三百三十大会の四十第三百三十大会の四十第三項第一方法に該当するものを除く)   東京   大大会の四十第三百三十大会の四十第三項第一方法に該当するものを除く)   東京   大大会の四十第三百三十大会の四十第三項第一百三十六会の四十第三項第一百三十六会の四十第三項第一百三十六会の四十第三項第一百三十六会の四十第三項第一百三十六会の四十第三項第一百三十六会の四十第三項第一百三十六会の四十第三項第一百三十六会の四十第三項第一百三十六会の四十第三項第一百三十六会の四十第三項第一百三十六会の四十第三項第一百三十六会の四十第三項第一百三十六会の四十第三項第一百三十六会の四十第一回第一百三十六会の四十第三項第一百三十六会の四十第三項第一百三十六会の四十第三項第一百三十六会の四十第三項第一百三十六会の四十第三項第一百三十六会の四十第三項(日)   東京   大大会の   東京   東京   東京   東京   東京   東京   東京   東	空人	<u> </u>	一十	の六			17 4	の	空。		掲 号 日 #8	第一	+の	六三	== [	311	粨	空	人無	<b>長</b>			
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	い。つるに	に掲げに掲げる人	第一 号 第	二十		万及び気が別第二	掲げる場が	5		が法に対	なに掲げ	ノ治に	5 去これ	第一	<b>万</b> て	双則第二			ΛI				
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	を i 除っ	17 7 7 7 7	据 珀	条二の百		第二号	る 方 三	Ī		該当す	ける方	10000000000000000000000000000000000000	亥旨上ける方	直	9 - - -	百二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十			空機の	1			
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		合て空機技	限定を	十規第一第一		た掲げ	以外の	5		G	法合	Ź	法合	十六名	i 扫	7こ曷3   十六名			飛行 項	<b>這</b> 頁 四 (	カ 号	万で	又六
中国		能縦	され機	項第百		げる方	の方の方と			の を 除	阿項第四		り項等	采 の 四	にるす	ザる 四   			の方法	万千八万千八	で 及 な	九千点	は条の開
P   P   P   P   P   P   P   P   P   P		DH (/)	7- (/)	一号に	-	弟	一	- 5		\(\frac{1}{\cdots}\)	一号に	<	ご号!	第一	ž	+ 第 第 1				八百円	おおける	ハ百円 湯合に	四号に第
P   P   P   P   P   P   P   P   P   P		する場	無人は	掲げる	:	項第	写名				現げる		掲げる	一 項 第		項第					(7) 1/km	1DI '7	り坦
歴報		場い	肌 包円 四百	シュニ 四 千万	円八百	三四千万	円五カチカチカ	<b>1</b>		円八百	<u>皇</u> 三 三 万	円月	(三)	一 四 円 万		二二	客				つてはも	頃第五	
1								<u>'</u>															種 機
その他の場合	三二則											る名	子四.	三規	< ¿	3 法	にに	〕げ	第四	日三月			<u></u>
その他の場合	び第二										法	力はは	デ 第 :	十 第 二条	0 8	ら該い	掲げる	夏る男方	— † 号 f に	十二年 50 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
中国	二号 二号 二十							合	そ	合て	空限	外に法条	ず項の	へ <u>の</u> 上 規	ß	余 <u>す</u> そ	<u>カ</u> ラ	<del>}</del> 法 :空	掲現無	真の資料	見		
中国	掲げる								他	の技能	機操総	のこのこ	育 <u>八</u> 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第 則 第一項		他	<i>0</i> . 打	機操縦	定をかめ	第月九月	第	他	
中国	る方と	合そ	場明	て資	機等	をに	空げ第	; 四三	場	証明	士れた	れれた	子機の	第二三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三		場合	証明	E 士の	れれの	第一章		場	
田田   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	第一	の	合 を 有	技に	操無縦人	さ係 れる	の無号	第六	則	を 有 す	資格に無	のみに	こ種・ 曷類!	号ことと			を 有 す	資格に	一種等が	重号・	七		
(同項第二百三十六条の四十第二百三十六条の四十第二百三十六条の四十第二百三十六条の四十第二百三十六条の四十第二百三十六条の四十第二百三十六条の四十第二百三十六条の四十第二百三十六条の四十第二百三十六条の四十第二百三十六条の四十第二百三十六条の四十第二百三十六条の四十第二百三十六条の四十第二百三十六条の四十第二百三十六条の四十第二百三十六条の四十第二百三十六条の四十第二項無人航空機の表達をされた一等無人航空機の種類に係る百円四万円である。方法と配機をされた一等無人航空機の種類に係る百円四万円である。方法と配機をされた一等無人航空機の種類に係る百円四万円である。方法と配機をされた一等無人航空機の種類に係る百円円である。方法と配機をされた一等無人航空機の種類に係る百円円である方法に該当する場がです。方方に掲げる方法の機嫌能士の資格についが同項第三号に掲げる方法の方法に表示の資格についが同項第三号に掲げる方法での機嫌に係る百円である方法に表示の資格についが同項第三号に掲げる方法では表示の資格についが同項第三号に掲げる方法では表示である場がである場がである場がである場がである場がである場がである場がである。    (同項第一回万		場	する	能つ証い	士航の空	た 限 一定	類航搖	頃の	百	っ る 場	につい航	るカ	ラ 同・	げのる 四			<b>'</b> 0	易い	八 点 る	r ロ [	り 四		
類のの号に掲げる方法に該当するものを除く。) 四 月 規則第二百三十六条の四十第二項第一四万	円二二二門 百千万	日二六八 百千万						百千	万				百	千万	=	五六			Ĕ	千万	万	千万	
三十六条の四十第二項第一四万   三十六条の四十第二項第一四万   三十六条の四十第二項第一四万   三十六条の四十第二項第一四万   三十六条の四十第二項第一四万   三十六条の四十第二項第一四万   三千   三千   三千   三千   三千   三千   三千   三						種類			見	笙 —	+ 0	) 六:	= =					頁			. 号 第	₹ — +	の大
三十六条の四十第二項第一四万   三十六条の四十第二項第一四万   三十六条の四十第二項第一四万   三十六条の四十第二項第一四万   三十六条の四十第二項第一四万   三千六条の四十第二項第一四万   三千六条の四十第二項第二四万   三千六条の四十第二項第三十六条の四十第二項第三十六条の四十第二項第三十六条の四十第二項第三十六条の四十第二項第三十六条の四十第二項第三回   三千万   三十   三十   三十   三十   三十   三十   三十   三	くる法し、もに	に (同項 る	5四三十十	. 規					に 掲	(同項 で)	第四十	三	規	号 規	İ	に 掲	規則				方とは	規則等	号に関
二十六条の四十第二項第一四万   1	の該しを当った。	げる古	第二条	第二二				の診を当				5 六 5 条 5		の第二百		ける 方	冒			( 計 上	こ亥 当	第二百 に該当	掲げる
T	7	<u>カ 牙 伝 搾</u> 合 て 空 限 の 機 定	り無ける	· 規 · 規 · 則				床 9	<u>力</u> 合	万ての機	抱 担 無 定 J	まかり 大井 井	旦 規 訓	に十		法以					D 14	三十六	方 三 十 元
T	の	技操を	航一	第二二		他の問				技能	をおい	一月	第二二	掲げる()条の		外の方	の			0	の見を (同項	へ条のを	(同項の
T	合	証明のた を資ー	√機 男三			合				証明を資	たの	8月三号-	三 十	方法出		法	+1			[§ <	余く。第一号	四十第	第二十二号第
T		有格等	類に関	六条						有する	等無無無	[に] 掲述	六条	_	.		二項				に掲げ	三項	に掲げ
種機航無げに五項第四条十百第規五 類 の空人る掲号第一十の六三二則 に規 方号規 方号規 及則 に掲	三六	場いが	百千	四 円	1八三	六				場い				三元	٠	八三	音 六			F	<u>る</u> 引三	四円	り る 三 四
類 の空人 3 掲号第一十の六三二則		に無げに	円六	万			五				Р	六	万	千万		百千	万				千	万	千万
大法   大法   大法   大法   大法   大法   大法   大法	類 類の空	ましる 掲:	异 笙 -	-+0	カナコ	二則													а	) A 4	文 Ⅲ	三相	
本の   本の   本の   本の   本の   本の   本の   本の	掲げ第	分法に掲	知 第	た法に掲	第 第	7 及 び	第												ナ	方方法と	一号の	一十二六	
T	る方法	該当ま	宣	該当古げる方	置	第二号	量													以 抄 外	場二	条二の百	
- の条  の同条  の同条  げ条  - 一   2.55.55	以外为	, る も (E	十六	,るも (法 (a)	十六	っ に 掲	十六										の	すてのは	空機場	艮法の	条第一無人的	十規則第一	
方の   を項の   を項の   の   能縦さず項空項二     法四   除第四   除第四   方四	☆の	の原原	衆の四	のを除	六条の四十第二項第	げる方	条 の 四										の	能証	縦はされ	ずずれれれれれ	一頁各機	項第	
方の四十	十 第	く。)	十第一	二号に	十 第一	法	十第二		合	をの	格操	等を無き	をにき係る	空げ幾る	第三三	耳三	規	明を有	のたり	こかり	号の種類	三号と	
の他の場別第二百三十六条の四十第二項各号に掲げる方法 「同項第一号に掲げる方法 「同項第一号に掲げる方法 「同項第一号に掲げる方法 「同項第一号に掲げる所ののを除く。」 「一方条の四十第二項第一日で係の種類及び同百百円、 「一方条の四十第二項第一日で係の種類及び同百百円、 「一方条の四十第二項第一日でのという。」 「一方をは、一方の世の場別では、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方の世の場別では、一方の世ののでは、一方の世ののは、一方の世ののは、一方の世のは、一方の世のは、一方の世のは、一方の世のは、一方の世の一方の世の一方の世の一方の世の一方の世の一方の世の一方の世の一方の世	一 項 各	に 掲 げ	項第	に掲げ	項第		項第	0)	· -	す能	つ士	. 航 7	こ 限	種 人	にー	- 条	_	Tする!	にたった。	がに係る	が及び!	(掲げ)	
	<u></u>	円二六	四円	二六五	四円	八三五千				る 証	いの	空 -	- 定	類 航	<u>掲り</u> 円 四	<u>貝の</u> 耳二 F千	<u>首</u> 六 万	場	い角	<u> てるこ</u>		<u>る四</u> 千四 六万	円八百

6					
			類	無げに六項第四多	
方法 以外法のいずれか 空機操縦士の での技能証明 合 の他の場場	条第二項各機 用頭第二百	に掲げる 一名 方 こ号に二十十六第二 おおいる おおいる おおいる にある おいる にある にある にある にある にある にある にある にある にある にあ	空く。) その他の場合	人ろものを除ります。   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	に掲げる 十六条の
<u>掲項の百</u> 場い航る 円二七六 百千万	円八四四円六八		六 八 六 百 千 万		
	百千万百千万航無げに一項第		機航無別額かる	額 試 備	<u> </u>
げる方法以外の方法 第二百三十六条の四十第二項各号	方法に該当するもの方法に該当するもの方法に該当するもの	<b>号に掲げる方法(同項第二号に掲げる規則第二百三十六条の四十第二項第一規則第二百三十六条の四十第二項第一規則第二百三十六条の四十第二項第一</b>	<u>の空人</u> 第 控当 無 <mark>八</mark> 除該	表第一号から第六号までに掲げる額を免除された場合における手数料の白三十二条の五十の規定により実地白三十二条の五十の規定により実地合 (本)	で資機等をに空ででの格操人のを経験がある。 一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、
			紿		の六三二則
規則第二百規則第二百三十六条の四四十第二項無人航空機の種類及び同六四十第二項無人航空機の種類及び同六四方法	除すその他の場合 ある	E項第一号での技能証明を有する場る 方 法空機操縦士の資格についこ号に掲限定をされた二等無人航十第二項無人航空機の種類に係る十六条の十第一項第一号に掲げる別第二百規則第二百三十六条の四則第二百規則第二百三十六条の四	(A)	に掲げる方合 (同項第二号での技能証明を有する場所 る 方 法空機操縦士の資格につい第一号に掲限定をされた二等無人航第一号に掲限定をされた二等無人航期第二項無人航空機の種類に係る三十六条の十第一項第一号に掲げる	R
四項第四条十百第規		無げに三項第四条十百	第規三		-
い航るる四	関第二百三十六条関第二百三十六条	人号に掲げる方法(同項第一号に掲げる万万 大	号及び第二号に掲げる方法規則第二百三十六条の四十第二項第一	V	会 他の場規則第二百三六 合 に係る限定を 所空機の種類円 に係る限定を に係る限定を に係る限定を とれた二等無 にがら 無人百 にがら

八千九	の他の場合七	場合明を有するいての技能証	航空機操縦	に保る限の種類四 に係る限の種類四 に係る限の種類四	方法 下条の四十万 での技能証明を有する場 合 その他の場規則第二百三五 その他の場規則第二百三五 その他の場別則第二百三五	をの他の場合 ボス航空機の種類及び同九 無人航空機の種類及び同九 無人航空機の種類及び同九 規則第二百三十六条の四三 円 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	の技能証明を有する場下 の技能証明を有する場下 の技能証明を有する場下 の技能証明を有する場所 の技能証明を有する場所 の技能証明を有する場所	(E) 掲(同項第二号での技能証明を有する場百         (財 るに掲げる方合       円         (財 ると。)       円         (日項第二号での技能証明を有する場百       円         (日項第二号での技能証明を有する場百       円         (日項第二号での技能証明を有する場百       円         (日項第二号での技能証明を有する場百       円         (日本)       日         (日本)       日      <
種類 (<) ( 機 のるものを除 一	に掲げる方での技能証明を有する場人(同項第二号で機操縦士の資格についる) げる 方 法 二	掲第一号に掲記し		一		種類 方法に該当するものを除く。) 種類 方法に該当するものを除く。) 種類 方法に該当するものを除く。)	規則第二百三十六条の四十第二項第二 規則第二百三十六条の四十第二項第二 規則第二百三十六条の四十第二項第二	しのユニー則
そ の 他 の 場 会 八 四 万 八	場合明を有する	いての技能証人航空機操縦	された三等無円された三等無円で係る限定を百	その他の場規則第二百三六 合 井六条の四十万 第一項第五号二 に掲げる無人千	各号に推け条第二項各号に推ける大八の方法 限定をされた二等無人航円の方法 限定をされた二等無人航円で機操縦士の資格につい	マース	四十第二項無人航空機の種類に係る千郎に掲げる方合に掲げる方合に掲げる方合に掲げる方合に掲げる方合に掲げる方合においる方合に掲げる方合においる方合においる方のを除る手がある。	三十六条の 規則第二百規則第二百三十六条の四四 一三十六条の四四四 三十六条の四四四 三十六条の四四四 三二十六条の四四四 三二十六条の四四四 三二十六条の四四四 三二十六条の四四四 三二十六条の四四四 三二十六条の四四四 三二十六条の四四四 三二十六条の四四四 三二十六条の四四四
まログラー	ものいでの			航空機(重)を機(重)を機(重)を機(重量五千七百キロ・アのもの)	ומ	でもの 女子 超 グラ 子 五 年 量 大 離 全 力 子 万 子 万 子 万 子 万 子 万 子 万 子 一 十 一 十 一 十 一 十 一 十 一 十 一 十 一 十 一 十 一	! と 行 空 大 国 :	別表第九 (第十一条関係)

				間その他必要なり出張り		
		四四	業場の認定   その他の事業場	張重	その他の航空機	
			第一項の事		るもの	
		八			ムを超え	
			項の承認		キログラ	
		四四	法第十八条第一項		重量十万	
			る航空機	十四	最大離陸	
			ムを超え		もの	
			キログラ		ム以下の	
			重量十万		機	
		九	最大離陸		をした航超え十万	
			航空機		行為	
			ム以下の		承認その七百キロ	
り場二二	二 発動機の排出物の実測を行う場		キログラ		場合る外国が	認
	<b>の</b>		超え十万	三 十	承とする締約国た	の
<b>も</b>			グラムを		項しよう空条約の	_
			七百キロ		第変更を際民間航	条
里量二一 三二	最大離陸到		重量五千		三する大	+
0		七	最大離陸		第に規定る変更に	法
<u>クラ</u>	合 航空機		空機	六	第一条承認に係最大離	三
里量二 二	測を行う		0)	1 1/7	_	1
	騒音の第三条の航空機		グラム以	事項により定ま		
(人) (日)			七百キロ	間その他必要な		
人数 日数				地名及び出張期		
	別表第十(第十一条関係)	11	五 法第十七条第一項 最大離陸	出張事項、出張	その他の航空機	
の人数及び日数	Z	四四	その他の航空機		るもの	
ず項により定ま	申		空機		ムを超え	
同その他必要な	目目		他の行為をした航		キログラ	
5名及び出張期					重量十万	
出張事項、出張	十二 法第百三十二条の十七第四			四十七	最大離陸	
る人数及び日数	Z		条の二第一項ついて国際民間航			
ず項により定ま	市	四四	二承認に係る変更に			
間その他必要な		る人数及び日数			た型式のキログラ	
心名及び出張期		事項により定ま	-		一 行為をし超え十万	
u張事項、出張	一法第百三十二条の十六第	間その他必要な	н		その他のグラムを	
う人数及び日数	7	地名及び出張期			型式証明七百キロ	
ず項により定ま	市	出張事項、出張	煖		る外国が 重量五千	
門その他必要な			空機	= +1	締約国た最大離陸	
地名及び出張期	の機体認証		る場合 他の行為をした航		空条約の下のもの	
山張事項、 出張	法第百三十二条の十三第		とナ		際民間航グラム以	
			をしよ空条約の締約国た		式証明 ついて国七百キロ	式
	航空従事者技能証明についての		の変更ついて国際民間航		計に	条
=	九 法第二十九条の二第一項の一	-	(J)	二七	堂	=
	技能証明	る人数及び日数			るもの	
1=	八 法第二十二条の航空従事者	事項により定ま		_		_